

警報発令時の対応について

令和2年9月4日改訂

- (1) 奈良県北部（五條・北部吉野）の五條市北部に「暴風，大雨，洪水」のいずれかの警報が発令されている場合
- 午前6時まで解除された時は平常授業とします。
 - 午前6時の段階で解除されていない時は、その日を臨時休業日とし、リモート授業（3コマ＋HR）を行います。ただし、天候の状況によってはリモート授業を中止する、またはコマ数を減らすなど状況に応じて対応します。
- (2) 五條市北部に「暴風，大雨，洪水」のいずれかの警報が発令されておらず、居住地域に「暴風，大雨，洪水」のいずれかの警報が発令されている場合
- 警報が解除されるまでは自宅待機とします。
 - 警報が解除されても登校できない状況にあるときは、その旨を学校に連絡し、遅れて登校するか家庭学習日とします。その判断については保護者に一任します。
- ※ 平常授業を行っている場合は、リモート授業は行いません。
- (3) その他の警報が発令されている場合
- 平常通り授業を行います。地域の状況に応じて登校するか否かの判断を保護者が行ってください。登校を見合わせる場合は、必ず学校にその旨を連絡してください。
- (4) 警報は発令されていないが、公共交通機関の運転が見合わになった場合
- 通学に利用している公共交通機関が運転見合わせで、代替えの交通機関によっても登校が困難な場合は自宅待機とします。また、午前9時までには運転が再開（遅延も含む）された場合、もしくは、登校の手段がある場合は、十分に安全を確保するようにして登校してください。ただし、午前9時以降も登校が困難な場合は、家庭学習日とし学校に連絡してください。
 - 公共交通機関が計画運休を発表した場合、警報発令の有無にかかわらず、リモート授業に切り替える可能性があります。（前日に決定します）